1　品種登録の番号　第20191号
2　品種登録の年月日　平成23年１月13日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　USTUNI8902
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　Plant21, L.L.C　32149, Aqueduct Road, Bonsall, California 92003, USA
7　出願公表の年月日　平成21年２月３日

1　品種登録の番号　第20192号
2　品種登録の年月日　平成23年１月13日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　USTUNI168－８
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　Plant21, L.L.C　32149, Aqueduct Road, Bonsall, California 92003, USA
7　出願公表の年月日　平成21年２月３日

1　品種登録の番号　第20193号
2　品種登録の年月日　平成23年１月13日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　USTUNI206－２
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　Plant21, L.L.C　32149, Aqueduct Road, Bonsall, California 92003, USA
7　出願公表の年月日　平成21年２月３日

1　品種登録の番号　第20194号
2　品種登録の年月日　平成23年１月13日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Prunus avium (L.) L.
4　登録品種の名称　出羽衣（でわごろも）
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　佐藤和美　山形県上山市皆沢551
7　出願公表の年月日　平成20年８月26日

1　品種登録の番号　第20195号
2　品種登録の年月日　平成23年１月13日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Solenostemon Thonn.
4　登録品種の名称　COL―06―076C
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　TERRA NOVA NURSERIES INC　10051 S MACKSBRUG RD CANBY, OR 97013 USA
7　出願公表の年月日　平成21年２月３日

1　品種登録の番号　第20196号
2　品種登録の年月日　平成23年１月13日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Solidago L.
4　登録品種の名称　月の光（つきひかり）
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　平亮雄　鹿児島県大島郡知名町上平川107
7　出願公表の年月日　平成21年７月29日

1　品種登録の番号　第20197号
2　品種登録の年月日　平成23年１月13日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Tagetes L.
4　登録品種の名称　レメディアパール
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　株式会社小泉　東京都杉並区荻窪４丁目32番５号、株式会社ミヨシ　東京都世田谷区八幡山２丁目１番８号、独立行政法人産業技術総合研究所　東京都千代田区霞が関１丁目３番１号、株式会社富士ジネンテックファーム　山梨県北杜市小淵沢町10208番地
7　出願公表の年月日　平成21年６月29日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省生産局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）

官　告　事　項

官　告　事　項

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針の策定及び公表について

沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第６条第１項及び沿岸漁場整備開発法施行令（昭和51年政令第51号）第１条の規定により、平成26年度を目標年度とする水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針を平成22年12月24日に定めたので、同法第６条第４項の規定に基づき公表する。

平成 22 年 12 月 24 日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針

世界的な金融危機に端を発する経済停滞、燃油等資材価格の高騰、水産資源及び漁獲量の減少、魚価の低迷等水産業をめぐる厳しい状況の中で、我が国水産業の競争力が低下しており、一方で、国民の安全・安心な食の確保に対する関心が高まっていることから、国民に安全・安心な水産物を安定的に供給する役割を維持することが我が国水産業にとって一層重要となっている。

栽培漁業は、種苗の生産、放流、育成管理等により積極的に資源を増大させるとともに、資源の増加による漁獲の増加に直接つながる手段であり、沿岸資源の回復と沿岸漁業者の経営の安定の双方に直接的に寄与することができるため、その振興はこれまで以上に重要な政策課題の一つとなっているところである。

現在、栽培漁業は、都道府県の指導の下で漁業協同組合及び同連合会、漁業者等を主体として展開されており、放流した地先で漁獲される地先種では受益者負担による栽培漁業が着実に進展しつつある。また、我が国周辺の主要水産資源の４割が低位の状態にある中で、これまでの大量放流の結果、都道府県の区域を越えて回遊する広域種については、良好な資源状態が確保されている。さらに、長年にわたりほとんど漁獲がなかった北海道のニシンを大量放流により復活させた事例等、漁獲抑制による資源管理手法のみでは達成できない栽培漁業の特性を活用した成果もあらわれている。

一方で、近年は、種苗生産施設の老朽化による種苗生産能力の低下がみられるとともに、都道府県の財政状況の悪化、魚価低迷による漁業者負担能力の低下等により、種苗放流に必要な経費の確保が困難となってきている。特に、広域種においては、放流に投ぜられた額の減少に伴い、種苗放流尾数が減少してきており、沿岸資源の維持及び回復に効果的に寄与する栽培漁業手法を推進するとともに、その対象種を重点化することが必要となっている。さらに、種苗放流の費用を負担する放流実施者と種苗放流の受益を受ける漁獲者が異なる広域種の種苗放流について、種苗放流に係る費用負担を調整することがこれまで以上に重要となっている。

また、温暖化による沿岸域の環境変化等自然環境の変化が生じており、その変化に対応する栽培漁業を推進することが必要となっている。

このような状況を踏まえ、国、独立行政法人水産総合研究センター（以下「水研センター」という。）、都道府県及びその機関、栽培漁業協会、全国的に栽培漁業を行う団体、漁業者団体その他関係団体並びに漁業者は、対象種の回遊範囲、技術開発水準の段階等に応じた適切な役割分担の下、以下の取組を推進することとする。

本基本方針に基づく栽培漁業に関する取組の推進により、平成26年度における主な対象種の漁獲量の動向は、付表のとおりと見込まれる。

第１　水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本的な指針及び指標

⑴　栽培漁業による資源造成への取組強化

放流種苗を成長後に全て漁獲することを前提に長年にわたって放流を継続する従来の一代回収型栽培漁業に加えて、放流尾数が減少傾向にあっても、栽培漁業が沿岸資源の維持及び回復に確実に寄与するよう、親魚を獲り残して再生産を確保する資源造成型栽培漁業を推進することとする。

資源造成型栽培漁業を効果的に実施するため、放流種苗の生存率を高めるよう、適地における短期集中的な放流、稚魚段階での混獲抑制等放流種苗の育成及び管理に努めることとする。また、放流種苗の育成のための漁獲管理及び漁場整備事業を、種苗放流と一体的に実施するよう努めることとする。